

**矢作川水系(矢作川) 洪水浸水想定区域の  
指定及び公表(官報告示)について**

**説明資料**

**平成28年5月31日**

**豊橋河川事務所**



# 洪水浸水想定区域図の目的と法的位置づけ

## 目的

1. 国土交通省豊橋河川事務所では、**水防法第十四条**に基づき、平成14年3月に浸水想定区域図を公表しました。
2. これは、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図ることを目的に、**当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨**により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、公表したものです。
3. 近年、全国的に計画規模を上回る降雨による水害が頻発していることなどから、**平成27年5月に水防法が改正され、「水防法第十四条」に基づき、国土交通大臣が定めた基準に該当する想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を指定し、公表**することとなりました。
4. 洪水浸水想定区域図は、『洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）』（以下、マニュアルという。）に基づき作成します。本資料は、今回作成した洪水浸水想定区域図に関する作成条件等を解説したものです。

・関係する本省ホームページ等のURL  
水管理・国土保全基本情報  
指針・マニュアル・ガイドライン等  
[http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/)

# 洪水浸水想定区域図の目的と法的位置づけ

## ・水防法第十四条の新旧対照表

### <改正前>

(浸水想定区域図)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

### <改正後>

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

# 想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域図

## 「水防法(一部改正)」(H27.5)

### 水防法第十四条抜粋

- 国土交通大臣は、・・・洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

## 従来の浸水想定区域図

### 洪水防御に関する計画の基本となる降雨を前提

とした洪水に係る浸水想定区域図

※年超過確率1/150(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/150)の洪水

## 今回の洪水浸水想定区域図



想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水

に係る浸水想定区域図

## 想定最大規模降雨を想定した洪水氾濫のイメージ

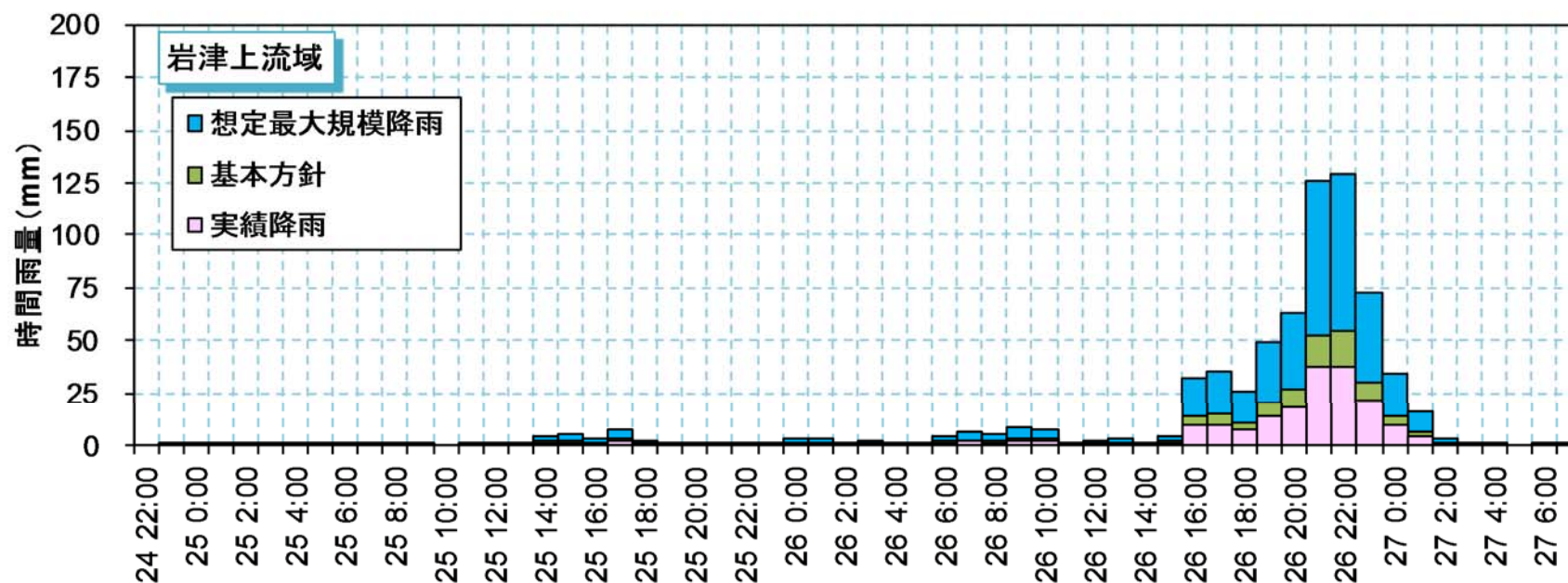


# 公表済み浸水想定区域図と今回検討の主な違い

項目	公表済み浸水想定区域図(H14)	今回検討洪水浸水想定区域図
前提となる降雨	洪水防御に関する計画の基本となる降雨 (基本方針規模) (321mm/2日、年超過確率1/150)  ⇒岩津地点の最大時刻流量:7,100m <sup>3</sup> /s	①想定最大規模降雨 (683mm/2日、年超過確率1/1,000以上) ⇒岩津地点の最大時刻流量:約14,000m <sup>3</sup> /s ②基本高水の設定の前提となる降雨(基本方針規模) (321mm/2日、年超過確率1/150)
地盤高	沿川関係市町村より収集して国土基本図(縮尺1/2500)を用いて設定	同左
計画メッシュサイズ	250mメッシュ	25mメッシュ 【より精度の高い地形情報の考慮】
建物の考慮	土地利用別の粗度係数を面積比で設定し、水深と建物占有率の関数で算出	建物の敷地面積や配置等に応じた透過率、空隙率を設定し、これらを考慮した浸水解析方法を用いる【建物の影響をより適切に考慮】
家屋倒壊等氾濫想定区域(旧洪水時家屋倒壊危険ゾーン)の設定		流体力に対する家屋の安定性評価、河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域の評価を行う※対象外力は『①想定最大規模』 【避難タイミング(より迅速な避難を促す)の判断等のための資料】
浸水深のランク区分		 【家屋の高さを考慮した区分】
直轄上流端および横流入支川の流量算定法	直轄管理区間より上流の区間は氾濫しないものとして計算	直轄上流端および横流入支川の越流氾濫による流量の低減を考慮
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>樋門排水:考慮する</li> <li>ポンプ排水:考慮する</li> <li>中小河川等の水路は満杯状態として設定</li> <li>河道条件:H8測量成果(鵜の首狭窄部の開削なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樋門排水:考慮する</li> <li>ポンプ排水:考慮する</li> <li>指定区間や二級河川等の主要な河川は排水河川として設定</li> <li>浸水継続時間の表示</li> <li>河道条件:H25末想定河道(鵜の首狭窄部の開削なし)</li> </ul>

## 想定される最大規模降雨量の設定

1. 想定最大雨量は、「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定方法（平成27年7月国土交通省水管理・国土保全局）」に基づき設定。
2. 683mm/2日（実績包絡最大降雨量）⇒**年超過確率1/1,000以上**



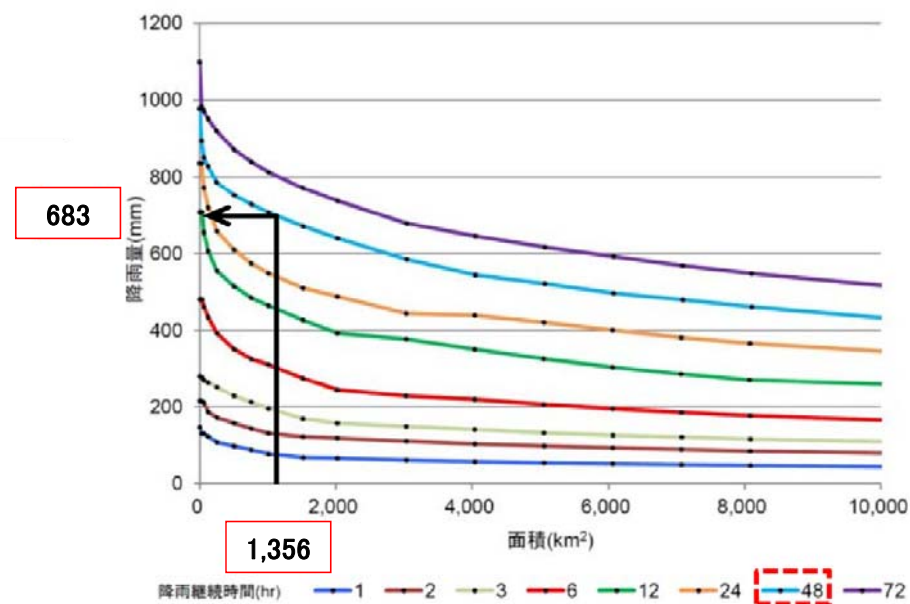
平成14年版（ピンク＋緑：計画降雨）と

平成28年版（ピンク＋緑＋水色：想定最大規模降雨）の対象となる降雨の違い

# 想定される最大規模降雨量の設定

○想定最大外力における降雨量の検討（地域毎の想定最大規模降雨）

1. 想定最大外力における降雨量は、降雨特性が似ている地域において、観測された最大の降雨量により設定する。
  2. ただし、当該流域の年超過確率1/1,000程度の降雨量と比較し、大きく下回っている場合は、当該流域の年超過確率1/1,000程度の降雨量を設定する。
  3. 地域毎の想定最大規模降雨
    - ・岩津基準地点上流の流域面積1,356km<sup>2</sup>、と降雨継続時間の2日から下記図のとおり、想定最大の降雨量は683mm/2日とする。
- ※降雨継続時間は、矢作川水系整備基本方針で設定した2日を採用する。



地域ごとの最大降雨量の包絡線(⑦中部)



# 洪水浸水想定区域図の内容と活用方法①

## 浸水区域と浸水深

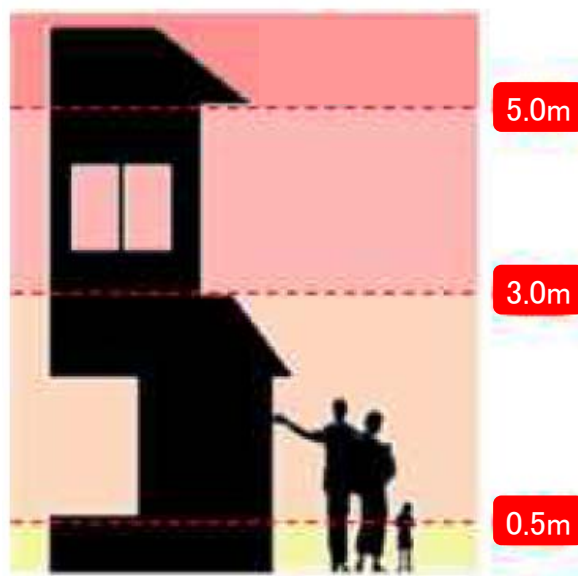
1. 洪水浸水想定区域図では、想定した大雨が降った時に浸水するおそれのある区域の浸水深を包括的に示しています。（作成方法は次頁参照）

**※内水の氾濫による浸水は考慮していません。**

2. 浸水深は、一般的な住宅において床下程度となる0.5m未満、床上から1階が浸水する0.5～3.0m、2階部分も浸水する3.0～5.0m、2階も水没する5.0m以上等を考慮して表示しています。

3. ただし、雨の降り方や考慮していない高潮や内水の氾濫などにより、同図の浸水区域よりも浸水が広がる可能性もあることに注意してください。

4. **表示されている浸水深から、水害時でも被害リスクの小さい住まい方、命を守るための避難の仕方**などの参考にしてください。

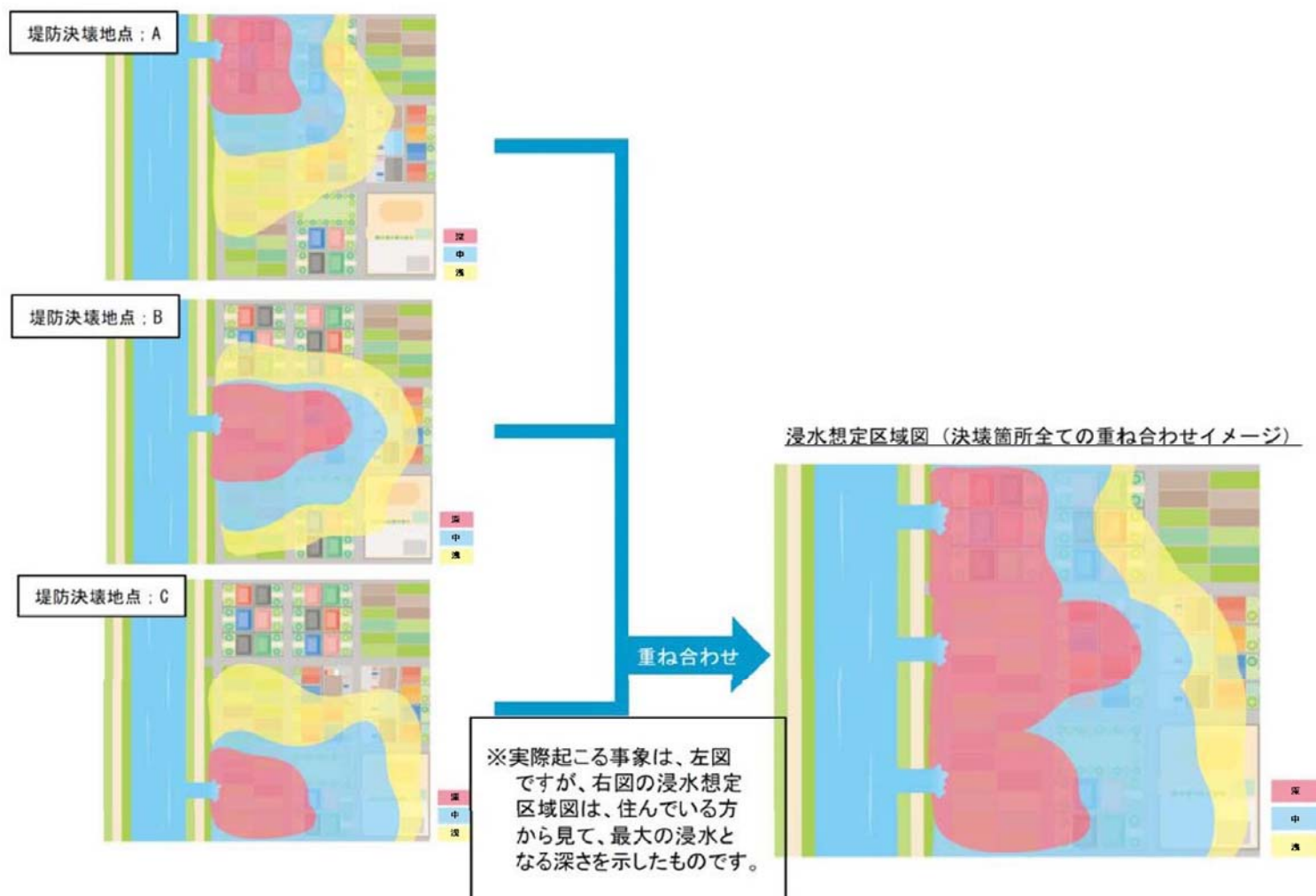


天竜川上流：近年の洪水による堤防決壊事例  
【平成18年7月豪雨】堤防決壊に伴う浸水被害状況  
出典：天竜川上流河川事務所HP

## 洪水浸水想定区域図の内容と活用方法②

### 洪水浸水想定区域図の作成方法

- 氾濫解析結果より、堤防決壊全ケースの浸水深図を重ね合わせて、最大浸水深図（洪水浸水想定区域図）を作成する。



## 洪水浸水想定区域図の内容と活用方法③

### 家屋倒壊等氾濫想定区域の表示

#### 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域

- 洪水時における氾濫水の流体力が大きな範囲は、氾濫時に家屋の倒壊や流失を招く危険性があります。このような、氾濫水による木造家屋倒壊等のおそれのある区域について、『家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）』として示します。



堤防決壊に伴う氾濫流により木造家屋が倒壊した状況

#### 【設定方法】

- 家屋等が無い状態を想定して氾濫解析を行い、氾濫流が家屋に与える外力（水深・流速）と家屋の耐力（転倒・滑動）を比較し、耐力を超える外力が生じ得る範囲を設定しました。

#### 河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域

- 河川の流れが激しいと、河岸が削られ土地が流失することがあります。これを「河岸侵食」といい、今般の検討において洪水時に河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれのある区域を『家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）』として示します。



河岸侵食による家屋の流失  
〔写真提供／西日本新聞社〕

堤防決壊に伴う氾濫流により木造家屋が倒壊した状況

#### 【設定方法】

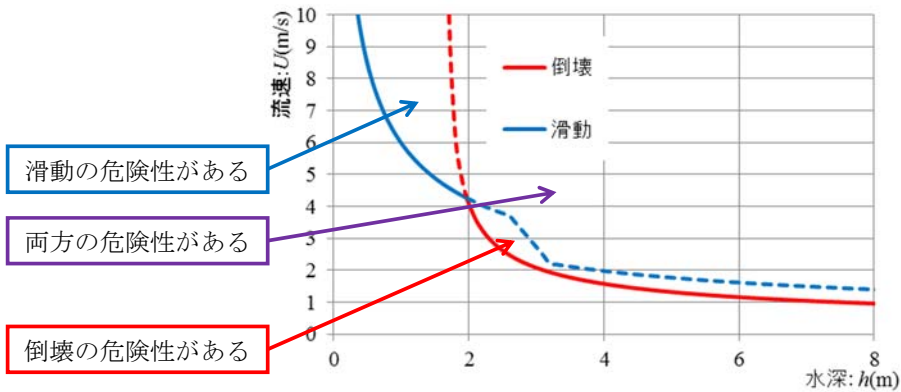
- 日本全国の類似河川における侵食幅の実績を当該河川に当てはめ、侵食範囲を設定しました。

# 洪水浸水想定区域図の内容と活用方法④

## 家屋倒壊等氾濫想定区域の作成方法

### 氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域の設定

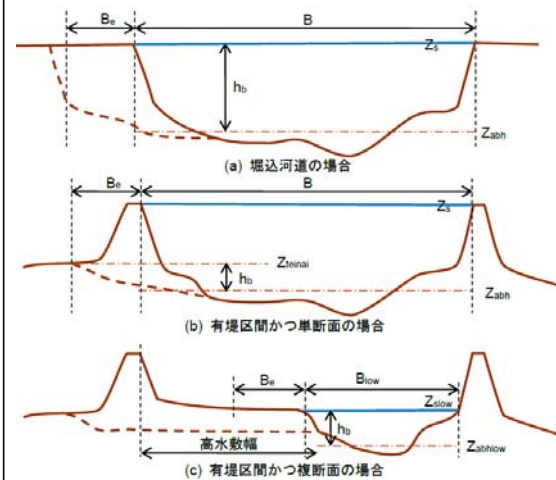
1. 対象地点：計画高水位もしくはピーク水位（堤防天端を超える場合は堤防天端高）から堤内地盤高までの比高差が2m以上の箇所
2. 判定条件：氾濫開始水位・ピーク水位時の氾濫解析結果の水深を下図に代入し、範囲内であれば設定



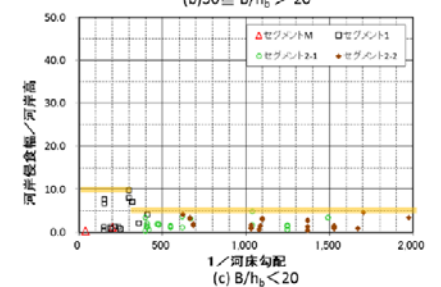
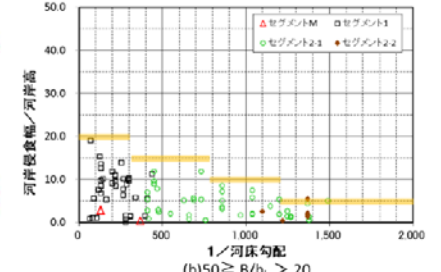
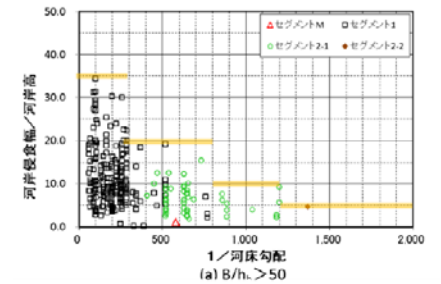
流速・水深による倒壊危険度指標

### 河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域の設定

1. 対象地点：全川（掘込河道、有堤区間かつ単断面、有堤区間かつ複断面に分類）
2. 侵食幅：河床勾配と河岸高の関係から推定



川幅 $B$ 、河岸高 $h_b$ 、平均河床高 $Z_{abh}$

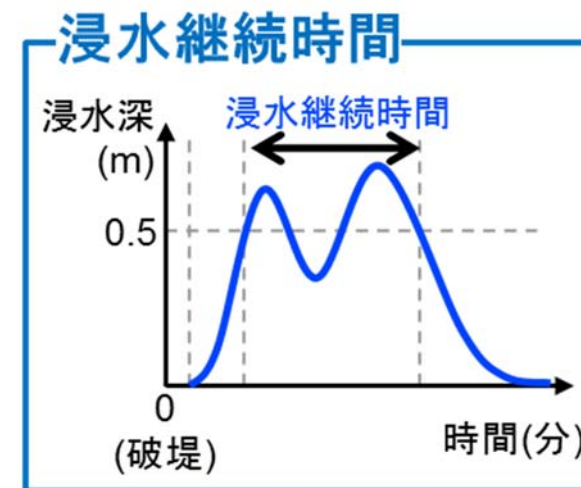


河岸侵食事例に基づく  
出水時における最大河岸侵食幅

# 浸水の継続時間

## 浸水の継続時間

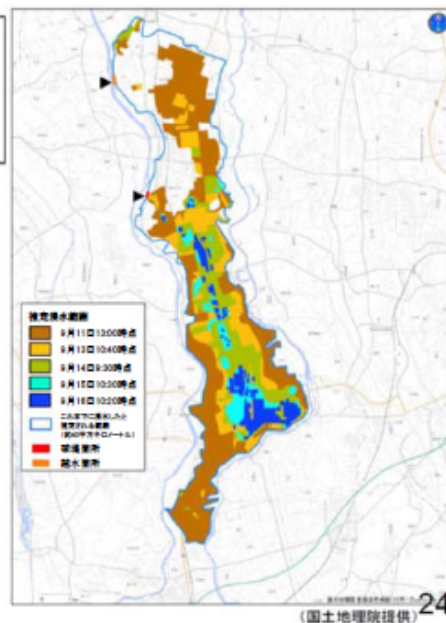
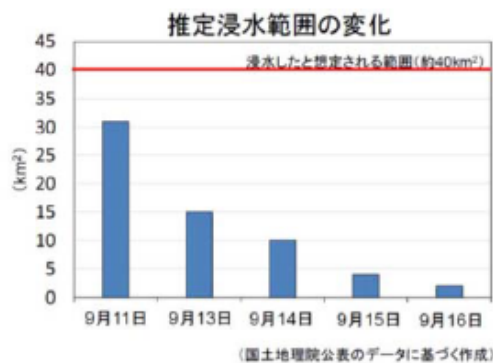
1. 破堤地点毎の**浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの浸水継続時間の最大値を重ね合わせて図化したものが『浸水継続時間図』**です。
2. 浸水時には停電や上下水道等の機能停止が生じるため、長時間そのような環境で生活することは困難です。
3. 浸水深と合せて垂直避難（屋内安全確保）の可否や避難所の選定等に活用することが考えられます。



浸水継続時間図

### 【参考】鬼怒川の新聞記事

- 鬼怒川の堤防が決壊した9月10日から排水ポンプ車による排水を行い、約40km<sup>2</sup>の浸水区域は16日10時20分には約2km<sup>2</sup>に縮小した。
- 9月19日までの10日間で宅地及び公共施設の浸水が概ね解消した。



浸水継続時間の表示階級区分例

階級	(参考) 配色例 (RGB 値)
12 時間	160, 210, 255
24 時間 (1 日間)	0, 65, 255
72 時間 (3 日間)	250, 245, 0
168 時間 (1 週間)	255, 153, 0
336 時間 (2 週間)	255, 40, 0
672 時間 (4 週間)	180, 0, 104

洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間) 表示例

# 水防法改正に伴う市町村の役割

## 平成27年水防法改正に伴う主な改正項目(市町村に関する項目)

想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設されました（第15条第3項）。

## 平成27年水防法改正に伴う拡充項目

項目	洪水予報	水位情報の通知・周知 (特別警戒水位)	水防警報	浸水想定区域	ハザードマップ
洪水	○ (第10条第2項) (第11条第1項)	○ (第13条)	○ (第16条)	○ (第14条) (前提となる降雨： 計画規模⇒ <b>想定最大規模</b> )	○ (第15条第3項) (前提となる降雨： 計画規模⇒ <b>想定最大規模</b> )
<b>内水 (雨水流出)</b>	—	◎ (改正第13条の2)	—	◎ (改正第14条の2)	◎ (第15条第3項)
高潮	—	◎ (改正第13条の3)	○ (第16条)	◎ (改正第14条の3)	◎ (第15条第3項)
津波	—	—	○ (第16条)	☆ 【津波防災地域づくり法】	☆ 【津波防災地域づくり法】

赤色太字は平成27年水防法改正による改正部分を示し、赤枠は主に市町村等に関する事項

# 水防法改正に伴う市町村の役割

## <改正後>

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

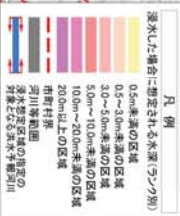
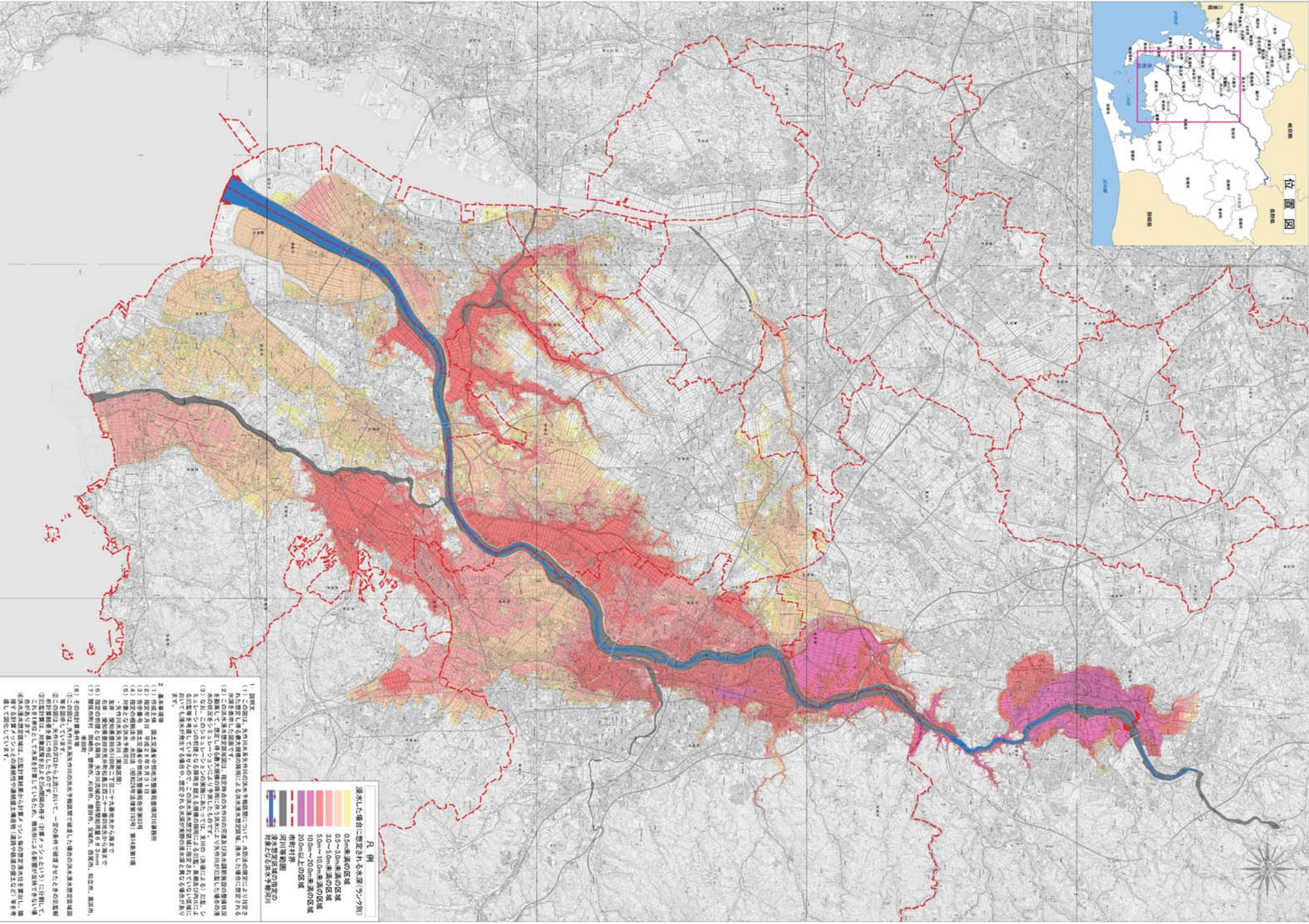
二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

(以下、略)

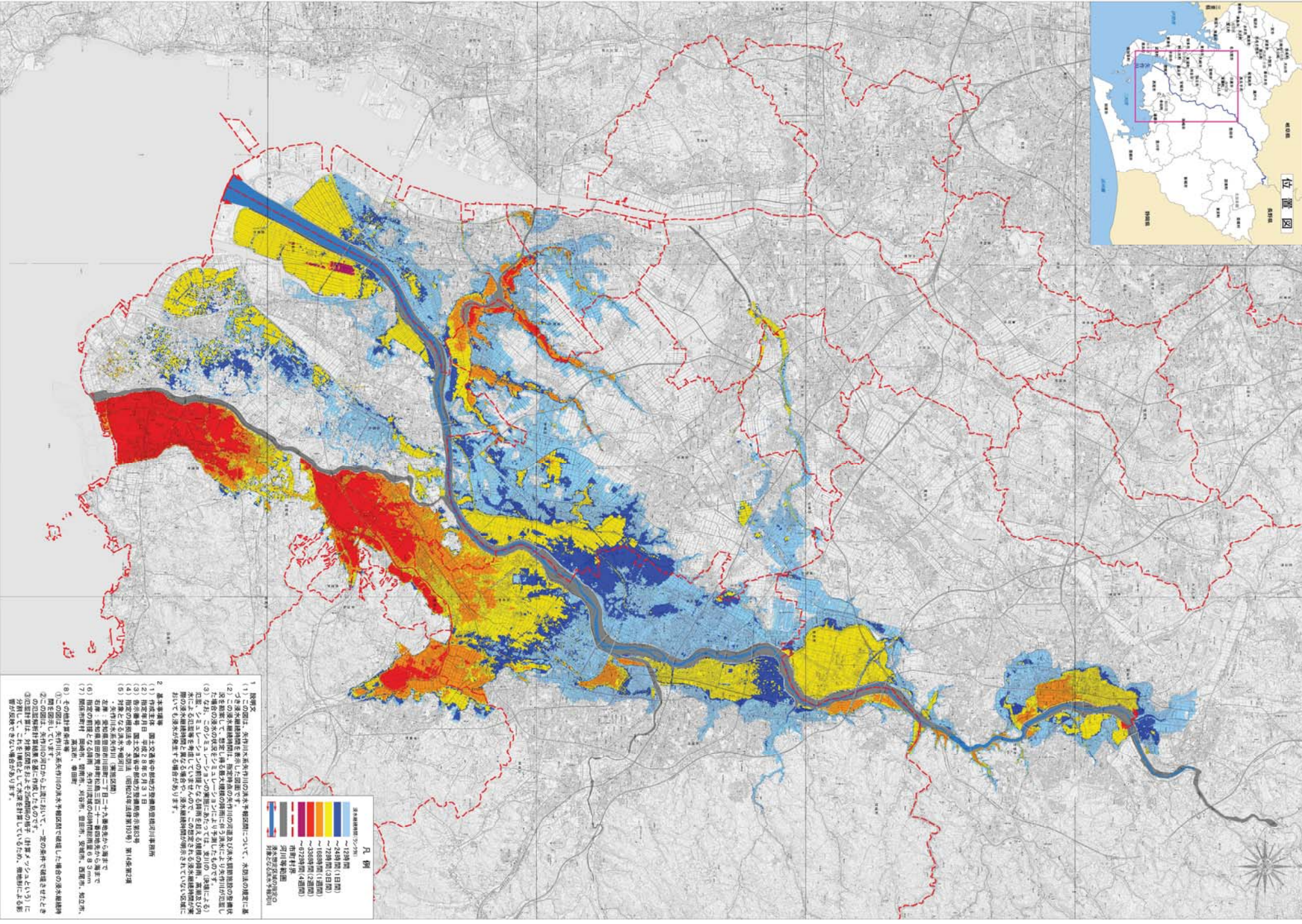
# 矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



- この図は、矢作川水系矢作川の洪水浸水想定区域について、水防法の規定に基づき行われた浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。
- この図は、洪水浸水想定区域図作成業務の結果として、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。想定区域の矢作川の浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示す。



# 矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)

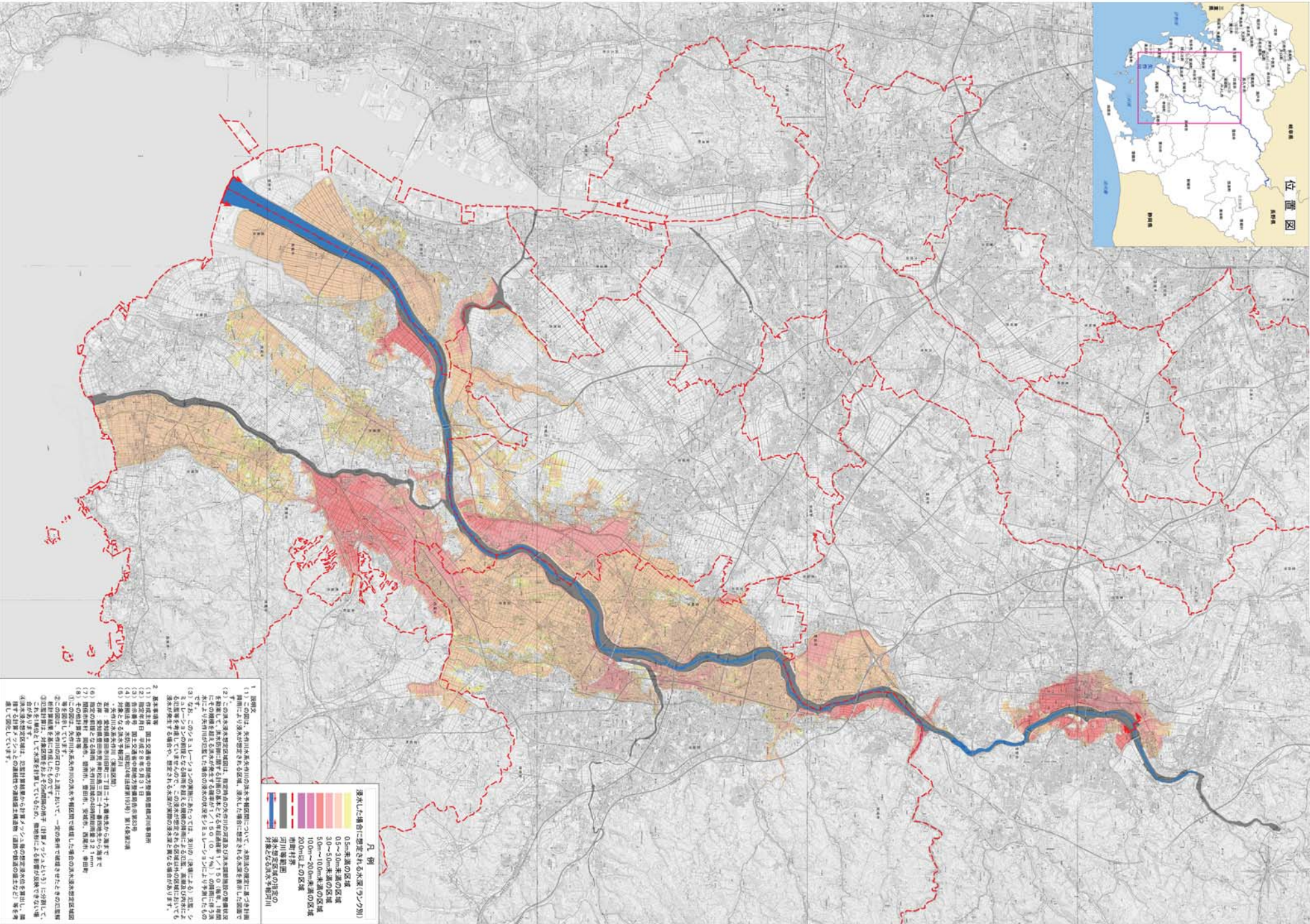


S-1:60,000 2000 0 1000 2000 4000 6000m

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 平成28年5月

- 1 図解
- この図は、矢作川水系矢作川の洪水継続時間について、水防法の規定に基づき洪水継続時間を算出した図面です。
  - この洪水継続時間は、指定河川の矢作川の河川及び洪水浸水想定区域の暫定状況に基づき算出されたもので、実際の状況により異なる場合があります。
  - なお、この図は、この図面作成時点での状況に基づき算出されたもので、今後の状況により異なる場合があります。
- 2 基本事項
- 作成年月日 平成28年5月31日
  - 指定河川 矢作川
  - 指定区域 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所管内(1) 第14号指定区域
  - 対象河川 矢作川
  - 対象区域 豊橋市(1) 第14号指定区域
  - 対象河川 矢作川
  - 対象区域 豊橋市(1) 第14号指定区域
  - 対象河川 矢作川
  - 対象区域 豊橋市(1) 第14号指定区域
- 3 備考
- この図は、矢作川水系矢作川の洪水継続時間を算出した図面であり、洪水浸水想定区域図とは異なります。
  - この図は、矢作川の河口から上流において、一定の条件で作成されたものと見做され、対象区域を越えて上流の河川に適用されません。
  - この図は、対象区域を越えて上流の河川に適用されません。

# 矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域図(計画規模)

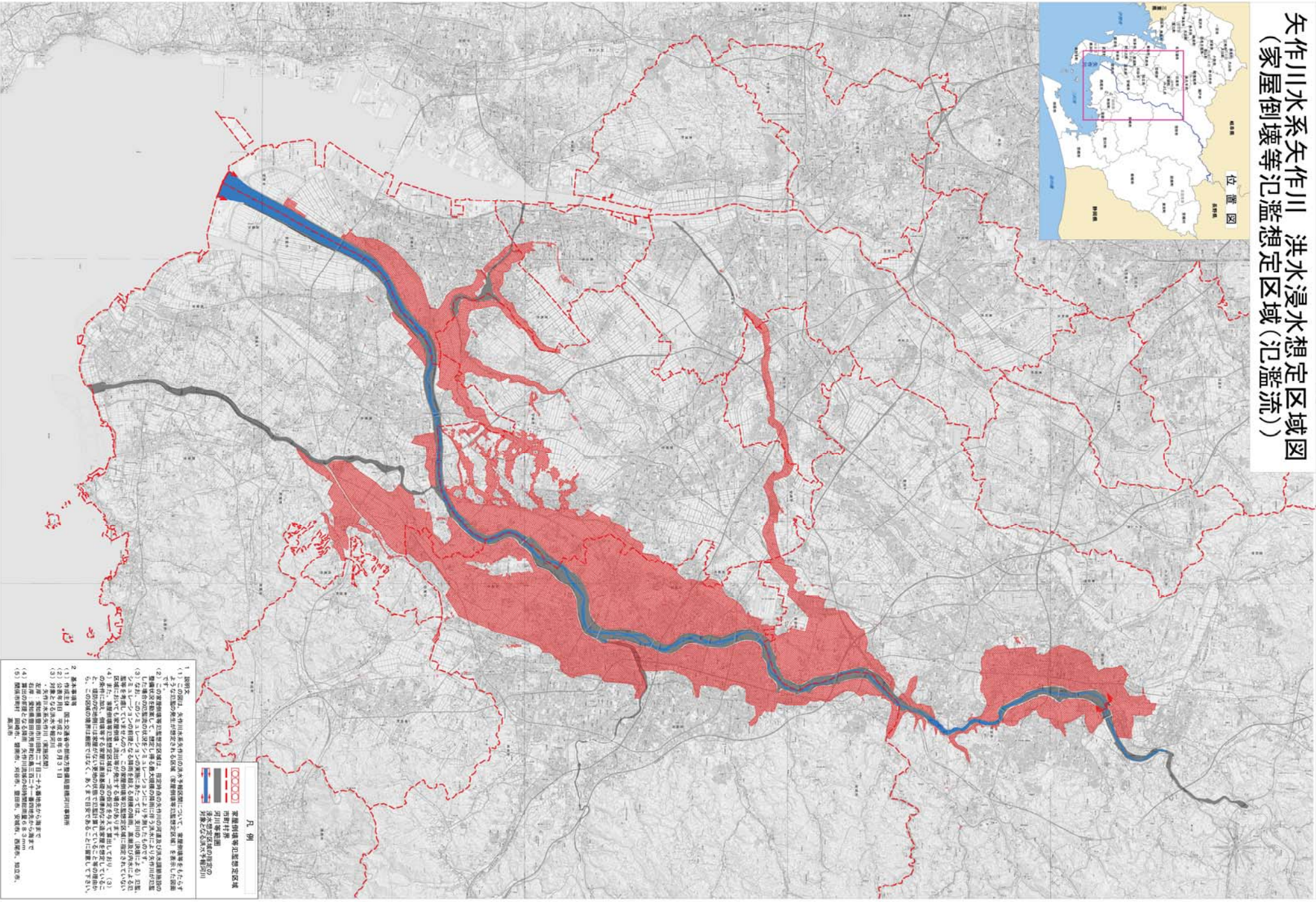


**凡例**

深水した場合に想定される水深(ラフ別)	0.5m未満の区域
	0.5~3.0m未満の区域
	3.0~5.0m未満の区域
	5.0m~10.0m未満の区域
	10.0m~20.0m未満の区域
	20.0m以上の区域
	市界付帯部
	洪水浸水想定区域の指定の対象となる矢作川

1. 図解
  - (1) この図は、矢作川水系矢作川の洪水浸水想定区域について、水防法の規定に基づき詳細な調査により洪水浸水想定される各区域、浸水した場合は想定される水深を算出した区域を記載し、水防法に基づき洪水浸水想定区域図として、関係自治体の利用の促進及び洪水浸水想定区域の周知を図ることを目的として作成したものである。なお、この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (2) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (3) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (4) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (5) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (6) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (7) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (8) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (9) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
  - (10) この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。この図は、洪水浸水想定区域図として作成されたものである。
2. 基本事項
  - (1) 関係自治体 平成28年8月31日
  - (2) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (3) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (4) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (5) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (6) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (7) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (8) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (9) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (10) 関係自治体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

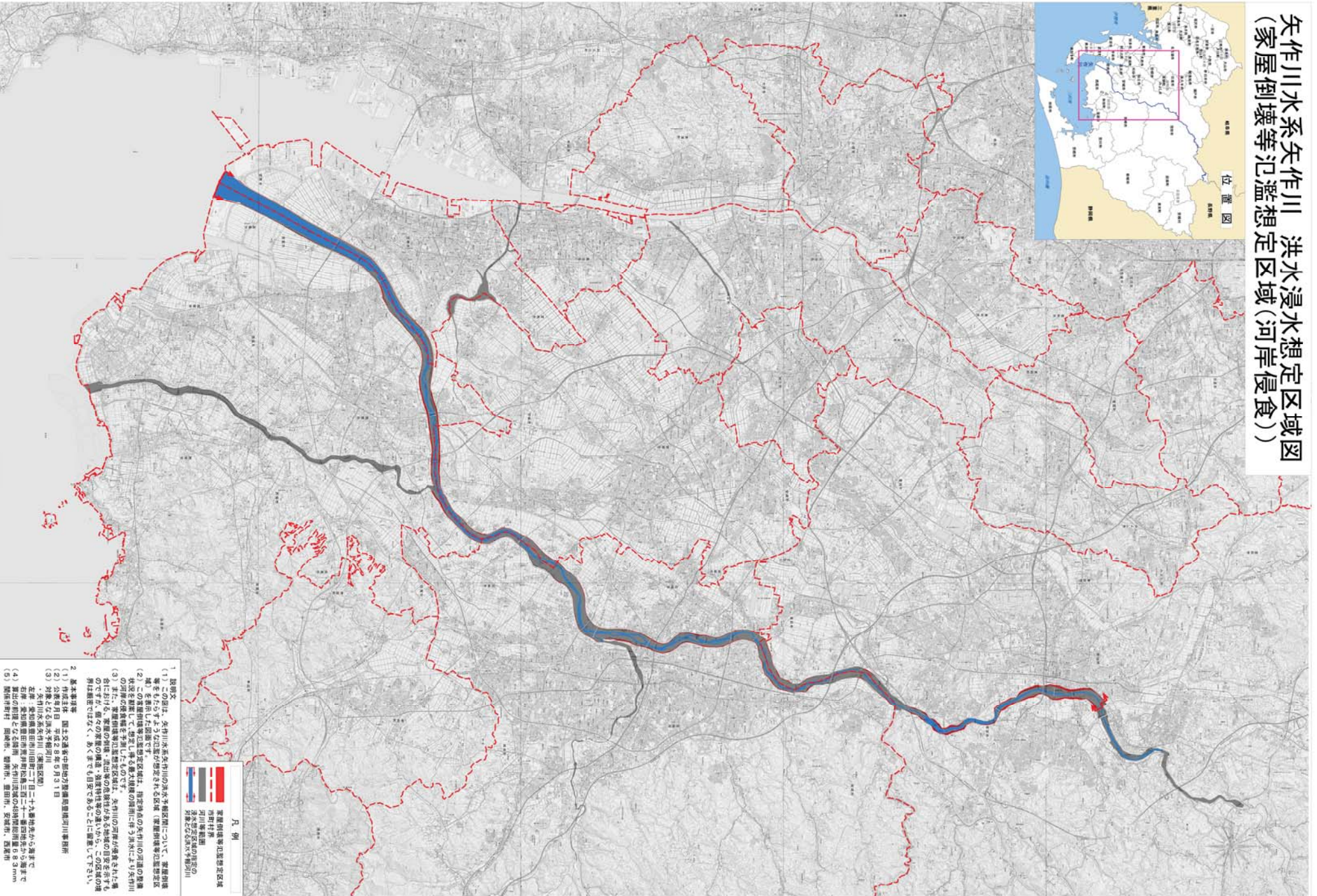
# 矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



- 凡例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
  - 市町村界
  - 河川等区画
  - 洪水浸水想定区域(氾濫流)
- 図例**
- 1. 図例(注) 矢作川水系の各河川の洪水浸水想定区域は、河川敷に限定されず、河川敷から約400m以内の区域に設定される。
  - (1) 矢作川
  - (2) 長久保川
  - (3) 尾上川
  - (4) 大井川
  - (5) 川口川
  - (6) 大井川
  - (7) 大井川
  - (8) 大井川
  - (9) 大井川
  - (10) 大井川
  - (11) 大井川
  - (12) 大井川
  - (13) 大井川
  - (14) 大井川
  - (15) 大井川
  - (16) 大井川
  - (17) 大井川
  - (18) 大井川
  - (19) 大井川
  - (20) 大井川
  - (21) 大井川
  - (22) 大井川
  - (23) 大井川
  - (24) 大井川
  - (25) 大井川
  - (26) 大井川
  - (27) 大井川
  - (28) 大井川
  - (29) 大井川
  - (30) 大井川
  - (31) 大井川
  - (32) 大井川
  - (33) 大井川
  - (34) 大井川
  - (35) 大井川
  - (36) 大井川
  - (37) 大井川
  - (38) 大井川
  - (39) 大井川
  - (40) 大井川
  - (41) 大井川
  - (42) 大井川
  - (43) 大井川
  - (44) 大井川
  - (45) 大井川
  - (46) 大井川
  - (47) 大井川
  - (48) 大井川
  - (49) 大井川
  - (50) 大井川
  - (51) 大井川
  - (52) 大井川
  - (53) 大井川
  - (54) 大井川
  - (55) 大井川
  - (56) 大井川
  - (57) 大井川
  - (58) 大井川
  - (59) 大井川
  - (60) 大井川
  - (61) 大井川
  - (62) 大井川
  - (63) 大井川
  - (64) 大井川
  - (65) 大井川
  - (66) 大井川
  - (67) 大井川
  - (68) 大井川
  - (69) 大井川
  - (70) 大井川
  - (71) 大井川
  - (72) 大井川
  - (73) 大井川
  - (74) 大井川
  - (75) 大井川
  - (76) 大井川
  - (77) 大井川
  - (78) 大井川
  - (79) 大井川
  - (80) 大井川
  - (81) 大井川
  - (82) 大井川
  - (83) 大井川
  - (84) 大井川
  - (85) 大井川
  - (86) 大井川
  - (87) 大井川
  - (88) 大井川
  - (89) 大井川
  - (90) 大井川
  - (91) 大井川
  - (92) 大井川
  - (93) 大井川
  - (94) 大井川
  - (95) 大井川
  - (96) 大井川
  - (97) 大井川
  - (98) 大井川
  - (99) 大井川
  - (100) 大井川

S=1:60,000 2000 0 1000 2000 4000 6000m

# 矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))



**凡例**

-  家屋倒壊等氾濫想定区域
-  市町村界
-  河川等範囲
-  洪水浸水想定区域(河岸侵食)
-  対象となる河川(矢作川)

- 1 説明文**
- (1) この図は、矢作川水系矢作川の洪水予報区域について、家屋倒壊等氾濫想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、指定河川の矢作川の河川の氾濫状況を想定して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により矢作川の河川の氾濫を予測したものです。矢作川の河川の侵食を伴った場合は、家屋倒壊等氾濫想定区域は、矢作川の河川の侵食を伴った場合の想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)から、この区域の境界は縮小ではなく、あくまでも自家であることに留意して下さい。
- 2 基本事項**
- (1) 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
  - (2) 公表年月日 平成28年5月31日
  - (3) 対象となる河川(矢作川)
  - (4) 対象区域(豊橋河川事務所管内)
  - (5) 関係市町村 岡崎市、豊田町、豊田町、豊田町、西栗町

## ○水位に関する情報



## 河川管理者が提供する情報等

河川の水位	情報提供	備考
(はん濫の発生)	はん濫発生情報	—
はん濫危険水位	はん濫危険情報	避難勧告の発令判断の目安
避難判断水位	はん濫警戒情報	避難準備情報の発表判断の目安
はん濫注意水位	はん濫注意情報	—

## ○堤防の損傷に関する情報



## 河川管理者が提供する情報等

堤防等の変状	情報提供	備考
(はん濫の発生)	はん濫発生情報	—
異常な漏水、侵食の発生	異常な漏水、侵食に関する情報	避難勧告の発令判断の目安
漏水・侵食等の発生	漏水・侵食等に関する情報	避難準備情報の発表判断の目安

